

2010年4月1日制定
2015年4月1日改訂
2018年4月10日改訂

「情報管理」誌 著作権規定

（目的）

第1条 本規定は、「情報管理」誌（Web版、冊子体を含む。以下、本誌）に掲載される著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

（定義）

第2条 本規定は、平成30年3月まで発行していた「情報管理」誌（前身誌「月刊JICST」、Web版、冊子体を含む。以下、本誌）に掲載された著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

（1）本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 本誌に掲載される論文、解説記事等（本編集委員会の依頼に基づくものを含む）
- ② 本誌に掲載される活動報告、エッセー等（本編集委員会の依頼に基づくものを含む）
- ③ その他前記①および②に類するものであって本編集委員会が指定するもの

（2）本著作者 著作権法第2条第1項第2号に規定する者であり、本著作物の著作者をいう。

（3）本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定めるすべての権利を含む。

（4）本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

（著作権の帰属）

第3条 本著作財産権は、すべて国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、当機構）に帰属する。

2 本著作財産権は、投稿後、本編集委員会により本著作物の受理が決定された時点をもって当機構に譲渡されたものとする。

3 特別な理由により前2項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を当機構に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本編集委員会及び本著作者の協議によって定める。

4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容す

る範囲において、当機構に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む）権利を許諾（有償無償を問わず、当機構がサブライセンスを行う権利を含む）するものとする。

5 投稿された本著作物が本誌に掲載されないことが決定された場合、当機構は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

（著作者人格権の不行使）

第4条 本著作者は、当機構及び当機構が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

2 前項の規定は、当機構及び当機構が本著作物の利用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

（本著作物の利用）

第5条 本著作財産権を当機構が保持する本著作物の利用を希望する場合、当機構の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典（本誌誌名、掲載巻号、ページ、DOI等）を明記する。

2. 前項の規定はクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際

（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja> に規定される著作権利用許諾条件「CC-BY」）と互換性を認める。

（著作者による保証等）

第6条 本著作者は、本著作物が、①第三者の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではないこと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、当機構への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

（二重譲渡の禁止）

第7条 本著作者は、当機構以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む）をしてはならない。

（紛争解決に関する協力）

第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び当機構は相互に協力してこれに対処する。

（協議）

第9条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び当機構は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。